

誓 約 書

江戸川区長 殿

江戸川区ヤングケアラー相談支援等事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づく補助金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金の交付を受けようとする者が暴力団（江戸川区暴力団排除条例（平成24年7月江戸川区条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又はそれに関係する団体及び事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員が暴力団員等（同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約します。

また、この誓約に違反又は相違があり、要綱の別記補助条件第6条により補助金の交付の決定の取消しを受けた場合において、要綱の別記補助条件第10条に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約します。

あわせて、区長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

令和 年 月 日

(団体名)
(団体の所在地)
(役職・代表者名)

印